

平成 23 年度 第 1 回 第 4 期静岡市市民自治推進審議会 次第

日時 平成 23 年 5 月 9 日（月） 18:00 から

場所 静岡庁舎新館 9 階 特別会議室

1 開 会

2 委員委嘱

3 挨拶

4 自己紹介

5 会長及び副会長の選任

6 会長、副会長あいさつ

7 議 題

（1）「自治基本条例」及び「市民参画の推進に関する条例」

について（パンフレット及び資料 1）

（2）審議会の役割について（資料 2）

（3）平成 23 年度の審議スケジュールについて（資料 3）

（4）その他

8 閉 会

市民参画手続（第2章）の概要

《情報提供》 立案～評価の各段階を通して、積極的に分かりやすく市政情報を提供

《行政マーケティング》

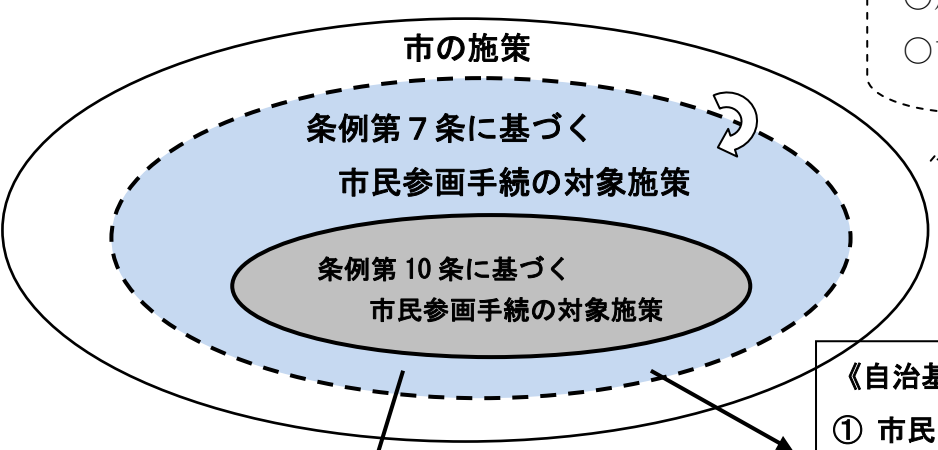
- 市民意向の把握
- 情報の分析
- 課題発掘

〔行政〕
マーケティングを通じて、この段階での課題整理や施策の案の検討を行う。

◎市民ニーズの把握
・広聴制度（モニター制度、市民の声、コールセンターなど）
・アンケート調査（意識調査、満足度調査など）
・出前講座など

◎行政評価
・行政評価の実施、公表

市民参画手続



（該当基準）
○施策の内容 + ○施策の遂行上の効率性
○市民の関心など

《自治基本条例第21条に基づく市民意見聴取の対象施策》

- ① 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。
〔例〕 ・ 自転車等の駐車秩序に関する条例
・ 静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例 など
- ② 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。
〔例〕 ・ 自治基本条例 ・ 環境基本条例
・ 総合計画 ・ 各行政分野の行政計画、基本方針 など
- ③ 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。
〔例〕 ・ 大規模な公の施設（建物、公園など）の設置・運営に係る基本計画 など
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えるときと実施機関が認めるとき。

《市民参画手続の方法》 具体的には規則で規定
・ 市民意見提出手続（※原則として優先的に実施）
・ 意見交換会
・ 市民ワークショップ
・ 審議会等

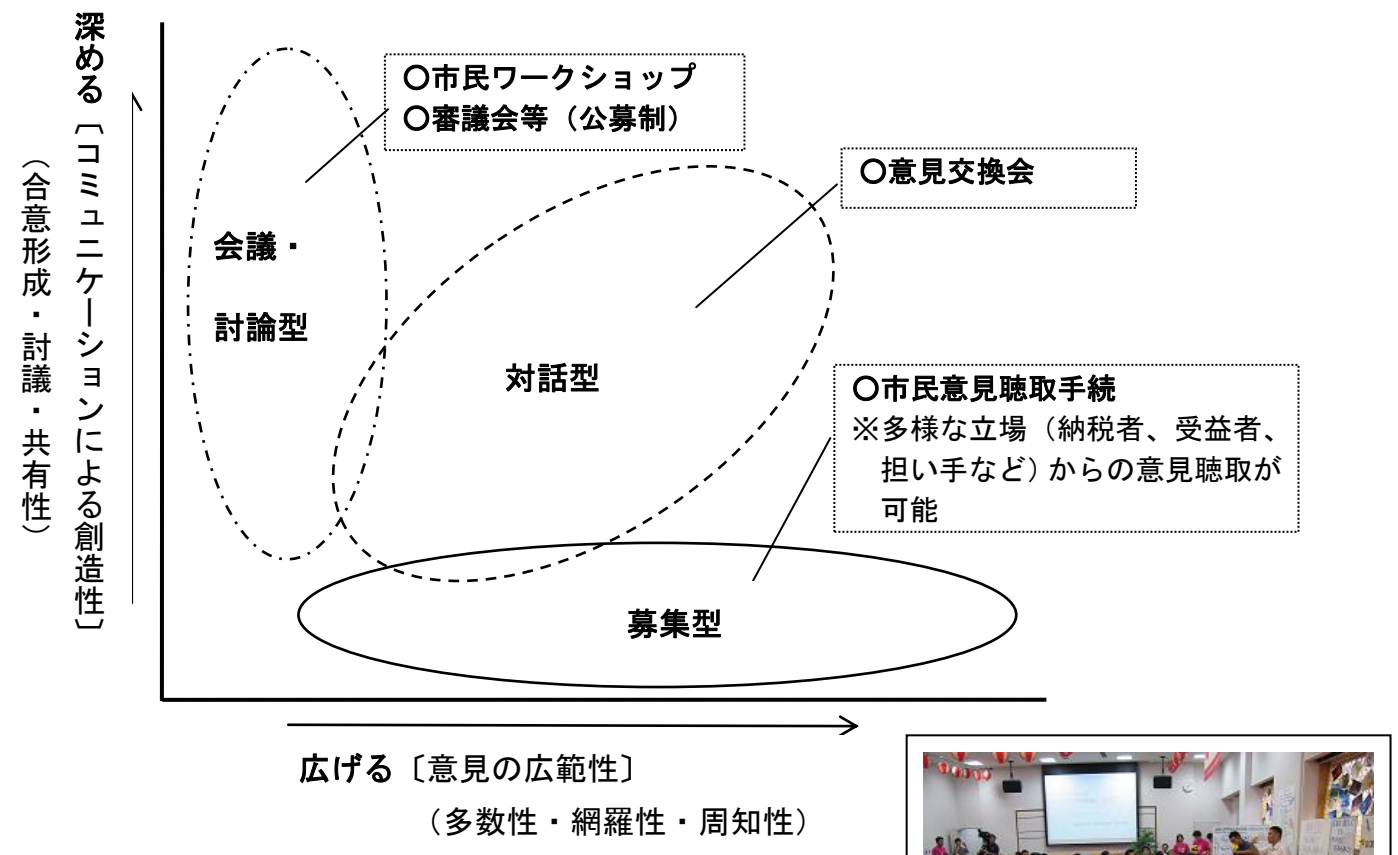
1 手続以上実施

《実施基準》

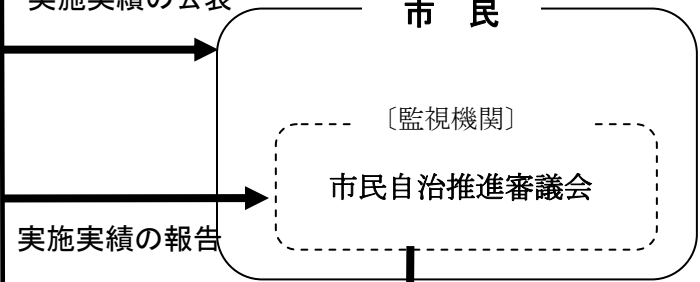
- （※図1参照）
- ◎実施時期 … 効果的に施策に反映できる適切な時期
 - ◎方法の選択基準 … ①「広く意見を求め」、②「議論を深める」という観点からの効果的な方法の組み合わせ（複数併用）

図 1

「市民参画手続における4つの手法の選択」



・ 実施計画の公表
・ 実施実績の公表



◎実効性の担保
◎市民参画の推進

～ 市民自治推進審議会の役割 ～

<1> 「自治基本条例」に基づく役割

まちづくりの推進に関する市長の諮問機関
(自治基本条例の効果的な運用の確保)

◇条例第27条

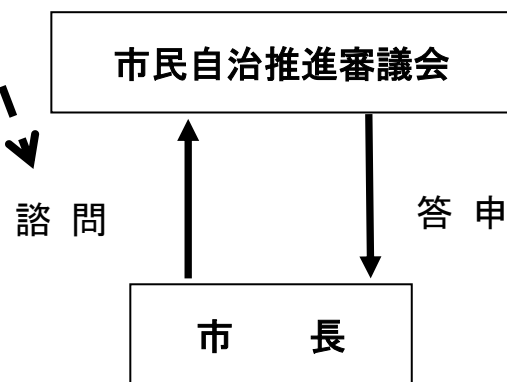
[設置目的]

自治基本条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図ること

[所掌事項]

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。

- (1) まちづくりの推進に関する重要事項に関すること。
- (2) 自治基本条例の適切な運用に関すること。
- (3) 自治基本条例の見直しに関すること。
- (4) (1) から (3) のほかに、まちづくりの推進のため、市長が必要があると求める事項に関すること。



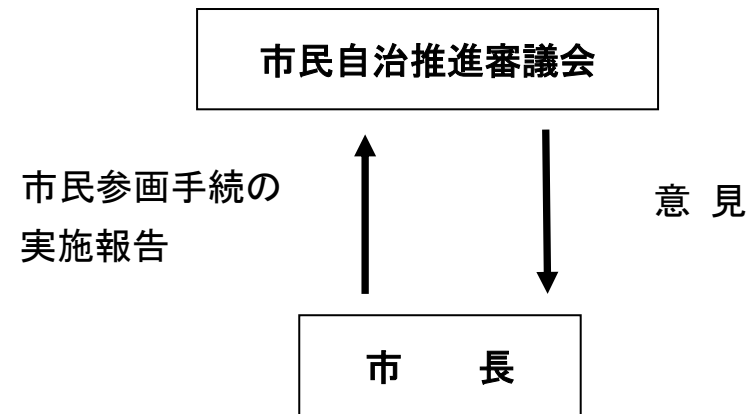
<2> 「市民参画の推進に関する条例」に基づく役割

市民参画手続の監視機関
(実効性のある市民参画の推進)

◇条例第18条

次に掲げる事項についての審議等において、必要がある場合に市長に意見を述べるができる。

- (1) 市民参画手続の実施報告 (条例第12条第2項)
- (2) 市民参画の推進に関する事項



資料 3

平成23年度 第4期市民自治推進審議会の審議スケジュール

月	審議会スケジュール	議題など（予定）
平成23年 5月	・第1回市民自治推進審議会 (9日)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・意見交換 ・自治基本条例及び市民参画推進条例説明 ・審議会の役割 ・平成23年度の審議スケジュール
6月		
7月	・第2回市民自治推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度市民参画手続実施報告 ・平成23年度市民参画手続実施計画 ・(仮称) 静岡市地方分権改革推進計画
8月		
9月	・第3回市民自治推進審議会	・(仮称) 静岡市地方分権改革推進計画
10月		
11月	・第4回市民自治推進審議会	・(仮称) 静岡市地方分権改革推進計画
12月		
平成24年 1月		
2月	・第5回市民自治推進審議会	・(仮称) 静岡市地方分権改革推進計画
3月		

平成 23 年度 第 1 回 静岡市市民自治推進審議会 会議録

- 1 開催日時 平成 23 年 5 月 9 日（月）18 時 00 分～20 時 00 分
- 2 開催場所 静岡市役所 静岡庁舎新館 9 階 特別会議室
- 3 出席者 **【委員】**
足羽委員、石野委員、磯谷委員、金川委員、木村委員、坂野委員、鈴木委員、日詰委員、望月委員、八木委員（五十音順）
【市側】
田辺市長、小長谷経営管理局長、加藤経営企画部長
【事務局】
湯本分権・広域政策課長、池田参事、南條主査、橋本主任主事
- 4 開 会 事務局長（湯本分権・広域政策課長）
- 5 委員の委嘱 田辺市長から、各委員に委嘱状が手交されました。

6 田辺市長挨拶（概要）

委員の皆様におかれましては、ご多忙の折にも関わらず委員をお引き受け頂き、ありがとうございます。第 4 期の審議会の始まりと同時期に、私も市長職を担うことになり、皆様と私は同じスタートとなります。これから長いおつきあいになると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

静岡市ではまちづくりの最高規範である「静岡市自治基本条例」を、指定都市の中ではいち早く平成 17 年 4 月 1 日に施行しました。この自治基本条例の基本理念を具現化するには、政策の立案・実施及び評価の各過程において、広範な市民からの声を、可能な限り市政に反映する制度を確立する必要があります。このようなことから、パブリックコメント等の市民参画手続を定めた「静岡市市民参画の推進に関する条例」を平成 19 年 4 月 1 日から施行し、市民参画の推進に努めております。

この審議会は、「静岡市自治基本条例」に基づく審議会であり、この条例を守り育て適切なまちづくりの推進を図るために設置されるものです。

委員の皆様には、今回初めてお願いした方、公募によって委員になられた方、また第 3 期から引き続き委員をお願いした方もいらっしゃいます。専門的な見地やご経験・市民としての視点を活かした活発な意見交換をお願いしたいと考えております。

新しい時代にふさわしい市民と行政とのパートナーシップを築き、市民が主役のまちづくりの実現に向け、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

市民が主役のまちづくりについては、まだまだその実現は遙か彼方にあります。私は、この 3 月まで静岡産業大学で地方自治論

を教えていました。この自治基本条例が、全国的な流行の中で、静岡市でいち早く整備されたことを大変喜んでいますが、ただし、現実に市民が主役のまちづくりができていくかということ、まだまだ至る所で行政主導が当たり前となっています。

そこをどうしていけばいいのかということが、皆様に考えて頂きたいポイントです。ヒントは、机上の空論でなく、生活に根付いた、頭ではなくハートで考える部分で、どのようにまちづくりをしていくべきかを考えることだと思います。

皆様、生活の現場でそれぞれが思いを持っていますし、ここを行政に届けて欲しいという気持ちも承っていると思います。そんな発想をまず一番大事にして、その時の感覚と審議会での議論が遊離しないようにして頂ければと思います。偉そうな意見や理屈っぽいことではなく、日常生活の中で感じている、もう少しこうなったら市民が主役のまちづくりができる、ということをご議論して頂きたい、それが本当の意味で市民が主役のまちづくりになるポイントだと思います。

私は、大学で教えていて理論はありつつ、現場は地べたを這いつくばって、何百回と静岡市の隅々まで、各地域と座談会を重ねて、市民目線で、市民の想いを聴いて選挙を戦ってまいりました。本来は私も皆様同様、この審議会の中で議論をしたい、そんな機会を作らせて頂ければありがたいと思いますが、まずは皆様に委ねたいと思います。今日も中座しなければならぬことをお許し頂きたいと思いますが、皆様には大きな期待を寄せております。一緒になってこの審議会を良いものにしたいと思っておりますので、重ねてよろしくお願い致します。

7 自己紹介 各委員から自己紹介が行われました。

8 会長及び副会長の選任

委員間互選により、会長に日詰委員、副会長に木村委員が選任されました。

9 会長及び副会長挨拶

日詰会長：ご推挙頂きありがとうございます。2年間よろしくお願い致します。

この静岡市自治基本条例は、政令指定都市の中では川崎市の次に制定され、さらに静岡市では2年後の平成19年度に、市民参画の推進に関する条例（以下市民参画推進条例）と市民活動の促進に関する条例が制定されました。市民の皆様が関わる非常に重要な制度は一定程度出来上がっていますが、さらに市民の意見が伝わっていくような実効性のあるものに作り替えていかなければいけないと思います。より一層市民の皆様の意識が高まるような方策をこの場で考えていくべきだと思っており、皆様からも色々なご意見が頂きたいと思います。この審議会は行動する審議会として、色々な所に出ていき、そこで市民の方々と同じ目線で考えることも良いのではないかと考えています。活発に活動ができればと考えていますのでよろしくお願い致します。

木村副会長：2年間よろしくお願ひ致します。現場の中で課題を見つけ、課題の中でそれを対応させるという、現場ありきであることが重要だと思ひます。地域の課題をきちんと認識しなければ、地についての審議ができないと思ひますので、行動しながら考える審議会にしたいと思ひます。

事務局（湯本）：ありがとうございます。それでは、これより審議会の進行を、日詰会長にお願いしたいと思ひます。

10 議題：

日詰会長：それでは次第に沿って（1）「自治基本条例」及び「市民参画の推進に関する条例」（以下「市民参画推進条例」といひます。）について、説明をお願いします。

事務局（池田）：それでは自治基本条例及び市民参画推進条例について説明させていただきます。まず、市民自治推進審議会はこの2つの条例に基づく事務を所掌します。概要については、ビデオを用意しておりますのでこちらをご覧ください。

（自治基本条例説明ビデオ上映 15分）

自治基本条例は静岡市のまちづくりにおける最高規範と位置付けられ、まちづくりの基本理念である「市民自治によるまちづくり」の実現を目的としています。第2条では、市民、まちづくり、協働について定義しています。第3条に最高規範としての位置付けが明記されています。第4条から第8条までが条例の基本理念となっています。条例の基本理念は「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「人と人との連携」「人づくり」の4つとなります。条例8条では、市民の権利と義務、9条では情報公開請求権、10条では市政への参画権について述べています。11条は10条の参画権に対応する規定、12条では情報公開の規定、13条では個人情報の保護を規定しています。14条では各行政分野の基本方針を定める条例の制定について述べており、自治基本条例を山の頂上、各基本方針を定める条例を山の裾野とした富士山型法体系を敷いています。15条は総合計画の策定について明記しています。17条は議会に対して、18条は議員に対して、19条は市長に対する規定がされています。21条では、重要な施策等について市民意見の聴取を義務付け、22条で聴取した意見反映の努力義務を定めております。市は市政情報について市民に対しての説明責任と、評価の公表することが23、24条で規定されています。この市民からの意見の聴取（市民参画手続）を具体化させたものが、市民参画推進条例となります。

市民参画推進条例では、どのように市民参画手続を定めているかを規定しています。第7条においては、市の施策の内、市民の関心及び影響を与えるものについて市民参画手続の実施を義務付けております。また、10条においては、必ず市民参画手続を実施しなくてはならないものを定めています。

(資料1参照)

- ①市民に義務を課し、権利を制限する条例の制定改廃する場合（自転車の撤去などについて書かれた自転車等の駐車秩序に関する条例や、タバコの吸うことができる場所を制限する路上喫煙防止条例）
- ②市政や各行政分野の基本的事項をさだめる条例の制定改廃する場合
- ③大規模な公の施設の建設する場合
- ④その他、市民の生活や事業活動に重大な影響を与えると実施機関に認められる場合、があります。市民参画提出手続は主に4種類でそれぞれ特徴があり、意見を広げるものと意見を深めるものがあり、それぞれの目的に応じた実施が求められます。手続の実施主体は行政ですが、市民の皆さんのご協力が必要不可欠です。また、これらの実施結果はこの審議会に報告され、審議して頂くこととなります。

日詰会長：ありがとうございます。それでは今の説明についてご意見・ご質問があればお願いします。

(意見なし)

では、審議会の役割について話が進んできましたので、議題2について事務局から説明をお願いします。

事務局（池田）：資料2は審議会の役割ということで、左側に自治基本条例に基づく役割、右側に市民参画推進条例に基づく役割を記載してあります。

自治基本条例では大きな役割として、まちづくりの推進に関する市長の諮問機関として位置づけられています。平成18年度は本審議会へ、市民参画推進条例の素案について諮問し、その後答申をいただいております。このように、審議会は市長の諮問機関としての位置づけがあります。

市民参画の推進に関する条例に基づく役割は、市民参画手続にご意見を頂くといった事です。市民参画制度は構築されておりますが、それを市民の皆様にご理解いただき、使いこなして初めて市民参画が進みます。この審議会は、行政と共にこの条例を推進して頂きます。

市は毎年、この条例に基づき市民参画手続の実績を報告しており、今年度は7月に報告を予定しています。当審議会では報告内容について審議し、ご意見を頂く、という仕組みです。

日詰会長：ありがとうございます。資料2について質問等ありますか。

(意見なし)

それでは、今年度のスケジュールについて事務局よりお願いします。

事務局（池田）：本年度は、予定している審議会は、合計5回です。本日が第1回目です。7月に2回目となります。内容は、平成23年度の市民参画手続の実実施計画及び平成22年度の実施報告、静岡市分権改革推進計画に関わる事項の審議を予定しています。3回目以降も計画の審議を予定しています。

日詰会長：ありがとうございます。第2回目に市民参画の実施状況をご報告頂き、検討していきたいと思います。ご意見等ございますか。

加藤部長：補足ですが、静岡市分権改革推進計画については、計画全てを議論して頂くわけではありません。詳細は未定ですが、国・県・市がやるべきことを議論していただきます。

例えば、国民健康保険は現在市町村が取り扱っていますが、広域的に都道府県や国がやっていくべきではないかということを議論します。他にも、生活保護は国が4分の3を、市が4分の1を負担していますが、本来は国の事務です。それでいいのか、どこがやればいいのかといったことを議論します。去年東静岡にアリーナを建てようということでしたが、県が総合運動場に体育館を立て直すという計画があり、東静岡にアリーナと一緒に作ろうという話にしましたが、結局実現されず、草薙に建ちました。このように、地域に県や市が同じような体育館を建てようとする二重行政の問題をどう思いますか。さらに、子ども医療費は、幼稚園までが500円、小中学生が入院したら500円という制度で、県の補助金で実施していますが、県は静岡市が指定都市であることから、補助金をあと一年で辞めることになりました。

この地域の行政はどちらがやるべきか。最終的に分権は、市を県から独立させるというイメージで議論をしていただきたいと思います。例えば市民の方々は県民税を納めない代わりにその分を市に収め、県はこの地域に何もしないというイメージです。そのようなことを議論していただき、そのご意見を計画に反映したいと思っております。審議会ではテーマを事前にお知らせしますので、それについて議論していただきます。

木村副会長：計画全体における審議内容の位置付けを示して頂くと分かりやすいです。

加藤部長：次回、計画の素案をご提出します。

日詰会長：何かこの審議会についてご意見や感想はありますか。内容についてこんなことをしてはどうかというようなことを含めて、何かありますか。

金川委員：この審議会は、市民参画についての議論が中心になると思っていましたが、今の説明では、行政全体に渡る内容だと感じました。他の審議会との関係性を整理したいのですが。

加藤部長：この審議会では、まちづくりに対する基本的な事項を担当する審議会ということで、気楽に、市民意見として承りたいと思います。分権は当審議会が所管していますが、具体的な問題に波及すれば、その審議会との調整は我々が行います。目指すべき姿を示す計画なので、それがすぐ実現するものではないですが全てのご意見を頂きたいと思います。

八木委員：市民活動促進協議会との違いは何ですか。

事務局（橋本）：自治基本条例の下に、「市民参画条例」と「市民活動の促進に関する条例（以下、市民活動促進条例）」があります。市民参画と言うのは行政が何かする上で市民の方に意見をいただきながらやっていく、一方で市民活動は、企画から市民の方と一緒にやっていくので関わりの度合いが違います。市民活動はNPO活動等活動する方がメインで、私たちのほうはどうやって意見を頂くかとそういったものが主です。

日詰会長：課題の解決にあたり、市民活動団体やNPOと行政が連携する際の行政のスタンスや、NPOの役割をルール化したものが、市民活動促進条例です。参画は個人が、市民活動の促進は組織や団体と言う形で、市と関わりを持つ際のルールだと理解して頂くとわかりやすいと思います。特に市民活動の促進条例は、協働を意識して作られています。

足羽委員：コメントをする時の立ち位置として、職業人としてのコメントと一家庭人としてのコメントどちらでも良いのですか。

加藤部長：どちらの立場でいただいても結構です。

鈴木委員：審議会の意見と、パブリックコメント等の意見は、それぞれどのようにして扱われるのでしょうか。

加藤部長：計画は「素案」という形で提案したものを審議し、皆さんの意見を聴いて「案」とします。それから正式に市民参画手続を行います。そこでまた意見を反映した部分はまた審議会に報告し、了解のもとで庁内の意思決定機関へという流れになります。

事務局（湯本）：パブリックコメントは広く浅い意見を頂き、審議会では深い意見を頂く形になります。

日詰会長：例えば、パブリックコメントの件数が少ないと想定される案件に関して、どうすれば件数を増やせるかについて、この審議会に意見を求めることもあります。

加藤部長：「Voice Of しずおか」は、住民基本台帳から無作為抽出で参加者を選ぶという、新しい手法をとっていますので、更に新しい手法が出てくればこの審議会に意見を聞いていきます。

磯谷委員：例えば、市の中で区の権限を大きくするという分権は、今年度の議論に含まれますか。

加藤部長：計画そのものが確定していませんので、それが計画に含まれるのであれば議論します。

木村副会長：パブリックコメントは通常は一回ですが、中間的なところで素案を一度とって、さらに審議をして、最終的にパブリックコメントを取るというやり方もあるのかと思いますが、その決め方はどうなっていますか。

加藤部長：計画に限っては、審議会で議論して、その意見を反映した案をパブリックコメントにかけます。但し、複数回かける手法もありまして、例えば総合計画等、事案によっては、何回もタウンミーティングやパブリックコメントをすることは十分考えられます。

日詰会長：よろしいでしょうか。意見等無ければ、進行を事務局にお返しします。

11 閉 会 事務局長（湯本分権・広域政策課長）

署 名

静岡市市民自治推進審議会 会長